2019年度版

消費者製品安全教育

ー 先生のためのガイド 【中学校編】 ー

Q1　消費者教育とは

2012年に制定された消費者教育推進法では、学校をはじめとして様々な場を通じて消費者教育をすることとしています。また、2020年からの新学習指導要領においても消費者教育の重要性があげられています。
　とはいえ、先生方のなかには
「消費者教育と言われても何をしてよいのかわからない」
「家庭科でやればいいんじゃない」「自分には関係ない」
「ほかにやることが山ほどあるし」　という声があるのも事実です。

では、消費者教育とはどのようなものでしょうか。

消費者教育推進法（第2条）での定義

『消費者教育』とは
消費者の自立を支援するために行われる消費生活に関する教育及びこれに準ずる啓発活動（消費者が主体的に消費者市民社会の形成に参画することの重要性について理解及び関心を深めるための教育を含む）

『消費者市民社会』とは
消費者が、個々の消費者の特性及び消費生活の多様性を相互に尊重しつつ、自らの消費生活に関する行動が現在及び将来の世代にわたって内外の社会経済情勢及び地球環境に影響を及ぼし得るものであることを自覚して、公正かつ持続可能な社会の形成に積極的に参画する社会をいう。

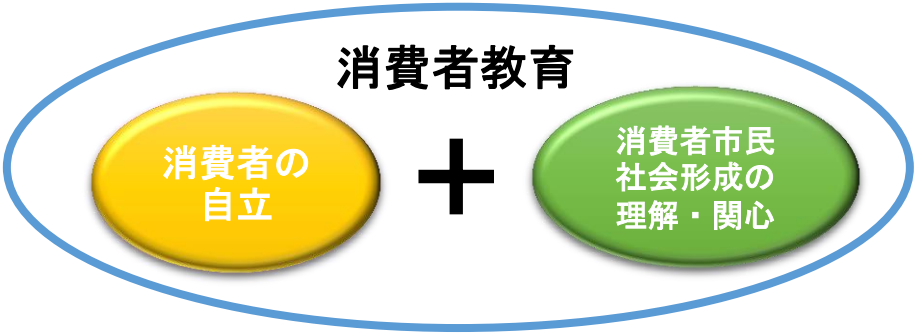

消費者教育は、
「一人ひとりが消費者として自立するための教育」というだけでなく、消費者としての自分の行動が日本や世界の経済、環境などに影響を与えていることを理解し、現在・未来に向けて公正でかつ持続可能な社会の形成に関わることができるようにする教育です。

Q2　消費者教育はどのようなことをするのか

消費者教育の対象となる具体的な内容を
消費者教育の体系イメージマップで表しています。

消費者教育の体系イメージマップ

Ver.1.0

		幼児期	小学生期	中学生期	高校生期	成人期 特に若者	成人期 成人一般	成人期 特に高齢者
各期の特徴		様々な気づきの体験を通じて、家族や身の回りの物事に関心をもち、それを取り入れる時期	主体的な行動、社会や環境への興味を通じて、消費者としての素地の形成が望まれる時期	行動の範囲が広がり、権利と責任を理解し、トラブル解決方法の理解が望まれる時期	生涯を見通した生活の管理や計画の重要性、社会的責任を理解し、主体的な判断が望まれる時期	生活において自立を進め、消費生活のスタイルや価値観を確立し自らの行動を始める時期	精神的、経済的に自立し、消費者市民社会の構築に、様々な人々と協働し取り組む時期	周囲の支援を受けつつも人生での豊富な経験や知識を消費者市民社会構築に活かす時期
重点領域								
消費者市民社会の構築	消費がもつ影響力の理解	おつかいや買い物に関心を持とう	消費をめぐる物と金銭の流れを考えよう	消費者の行動が環境や経済に与える影響を考えよう	生産・流通・消費・廃棄が環境、経済や社会に与える影響を考えよう	生産・流通・消費・廃棄が環境、経済、社会に与える影響を考える習慣を身に付けよう	生産・流通・消費・廃棄が環境、経済、社会に与える影響に配慮して行動しよう	消費者の行動が環境、経済、社会に与える影響に配慮することの大切さを伝え合おう
	持続可能な消費の実践	身の回りのものを大切にしよう	自分の生活と身近な環境とのかかわりに気づき、物の使い方などを工夫しよう	消費生活が環境に与える影響を考え、環境に配慮した生活を実践しよう	持続可能な社会を目指して、ライフスタイルを考えよう	持続可能な社会を目指したライフスタイルを探そう	持続可能な社会を目指したライフスタイルを実践しよう	持続可能な社会に向けてライフスタイルについて伝え合おう
	消費者の参画・協働	協力することの大切さを知ろう	身近な消費者問題に目を向けよう	身近な消費者問題及び社会課題の解決や、公正な社会の形成について考えよう	身近な消費者問題及び社会課題の解決や、公正な社会の形成に協働して取り組むことの重要性を理解しよう	消費者問題その他の社会課題の解決や、公正な社会の形成に向けた行動の場を広げよう	地域や職場で協働して消費者問題その他の社会課題を解決し、公正な社会をつくろう	支え合いながら協働して消費者問題その他の社会課題を解決し、公正な社会をつくろう
商品等の安全	商品安全の理解と危険を回避する能力	くらしの中の危険や、ものの安全な使い方に気づこう	危険を回避し、物を安全に使う手がかりを知ろう	危険を回避し、物を安全に使う手段を知り、使おう	安全で危険の少ないくらしと消費社会を目指すことの大切さを理解しよう	安全で危険の少ないくらし方をする習慣を付けよう	安全で危険の少ないくらしと消費社会をつくろう	安全で危険の少ないくらしの大切さを伝え合おう
	トラブル対応能力	困ったことがあったら身近な人に伝えよう	困ったことがあったら身近な人に相談しよう	販売方法の特徴を知り、トラブル解決の法律や制度、相談機関を知ろう	トラブル解決の法律や制度、相談機関の利用法を知ろう	トラブル解決の法律や制度、相談機関を利用する習慣を付けよう	トラブル解決の法律や制度、相談機関を利用しやすい社会をつくろう	支え合いながらトラブル解決の法律や制度、相談機関を利用しよう
生活の管理と契約	選択し、契約することへの理解と考える態度	約束やきまりを守ろう	物の選び方、買い方を考え適切に購入しよう 約束やきまりの大切さを知り、考えよう	商品を適切に選択するとともに、契約とそのルールを知り、よりよい契約の仕方を考えよう	適切な意思決定に基づいて行動しよう 契約とそのルールの活用について理解しよう	契約の内容・ルールを理解し、よく確認して契約する習慣を付けよう	契約とそのルールを理解し、くらしに活かそう	契約トラブルに遭遇しない暮らしの知恵を伝え合おう
	生活を設計・管理する能力	欲しいものがあったときは、よく考え、特には衝動することをおぼえよう	物や金銭の大切さに気づき、計画的な使い方を考えよう お小遣いを考えて使おう	消費に関する生活管理の技能を活用しよう 買い物や貯金を計画的にしよう	主体的に生活設計を立ててみよう 生涯を見通した生活経済の管理や計画を考えよう	生涯を見通した計画的なくらしを目指して、生活設計・管理を実践しよう	経済社会の変化に対応し、生涯を見通した計画的なくらしをしよう	生活環境の変化に対応し支え合いながら生活を管理しよう
情報とメディア	情報の収集・処理・発信能力	身の回りのさまざまな情報に気づこう	消費に関する情報の集め方や活用の仕方を知ろう	消費生活に関する情報の収集と発信の技能を身に付けよう	情報と情報技術の適切な利用法や、国内だけでなく国際社会との関係を考えよう	情報と情報技術を適切に利用する習慣を身に付けよう	情報と情報技術を適切に利用するくらしをしよう	支え合いながら情報と情報技術を適切に利用しよう
	情報社会のルールや情報モラルの理解	自分や家族を大切にしよう	自分や知人の個人情報を守るなど、情報モラルを知ろう	著作権や発達した情報への責任を知ろう	望ましい情報社会のあり方や、情報モラル、セキュリティについて考えよう	情報社会のルールや情報モラルを守る習慣を付けよう	トラブルが少なく、情報モラルが守られる情報社会をつくろう	支え合いながら、トラブルが少なく、情報モラルが守られる情報社会をつくろう
	消費生活情報に対する批判的思考力	身の回りの情報から「なぜ」「どうして」を考えよう	消費生活情報の目的や特徴、選択の大切さを知ろう	消費生活情報の評価、選択の方法について学び、意思決定の大切さを知ろう	消費生活情報を評価、選択の方法について学び、社会との関連を理解しよう	消費生活情報を主体的に吟味する習慣を付けよう	消費生活情報を主体的に評価して行動しよう	支え合いながら消費生活情報を上手に取り入れよう

消費者教育体系イメージマップでは、
幼児期から成人期までの各々の時期に
どのような内容を身に付けていくことが求められるのかを一覧できます。

消費者庁
消費者教育
体系イメージマップ

https://www.kportal.caa.go.jp/search/pdf/imagemap.pdf

消費者教育は多様な教育と関連しています。

Q3　消費者製品安全教育とは何か

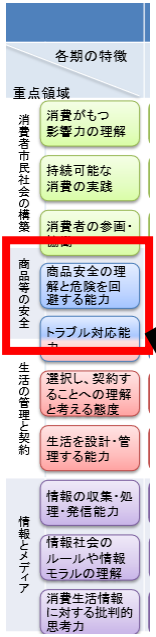

消費者教育の体系イメージマップでは、
重点領域として「消費者市民社会の構築」「商品等の安全」「生活の管理と契約」「情報とメディア」があります。
消費者製品安全教育は、「商品等の安全」に深く関わっています。

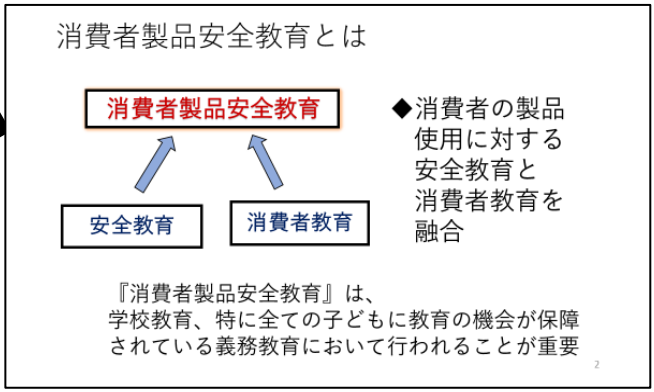

消費者製品安全教育で育成したい資質・能力

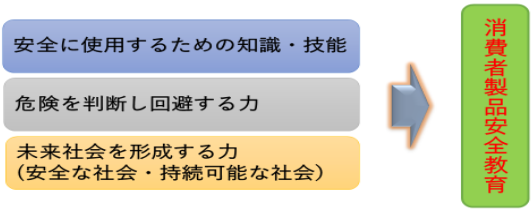

日常生活で製品を使用中に消費者の身体や財産に被害が及ぶ事故が起きています。
例えば、「ガスこんろで天ぷら調理中に火災が発生し、使用者が火傷し台所が焼損した」
これは火災ですが、消費者がガスこんろ使用中の事故でもあります。
この原因としては
ガスこんろが正常に動作しなかったなどの製品に起因するもののほか、消費者がその場を離れていたなど、消費者の誤使用や不注意によるものがあります。

Q4　なぜ消費者に製品安全の理解や危険を判断し回避する力が必要か

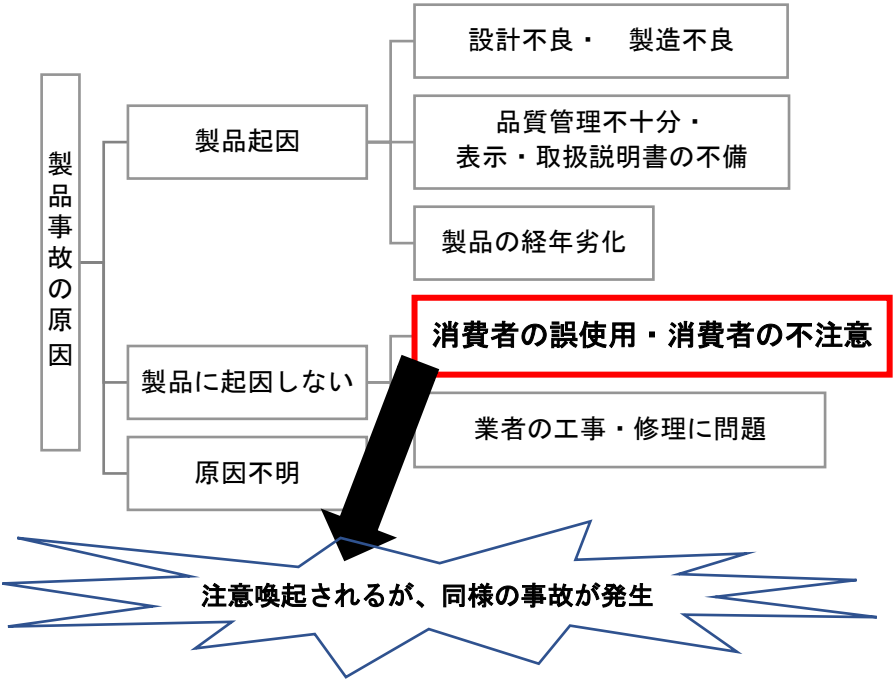

製品事故で多い製品は、**家庭用電気製品・燃焼器具（ガス・石油製品）**

◆ 知識・技能が習得されていない
◆ 危険を判断できないので回避できない

ここで必要な知識・技能とは

- 火災で多い原因は何か。
- 燃えるとは、どのような時に起きるのか。
- ガス器具を使用して換気が必要なのはなぜか。
- 電池を逆に入れるとどうなるのか。
- 電源コードが切れると電気の流れはどうなるのか。
- スプレー缶はなぜ破裂するのか。
- 製品を安全に使用しなくてはいけないのはなぜか。
- 製品から火が出たとき、どうすればいいのか。
- 新たな製品使用時に取扱説明書を読むこと。
- 製品を安全に使用できること。

など

Ｑ５　今なぜ、消費者製品安全教育なのか

21世紀になり、情報化社会はますます進化しています。生活で使用する製品もＩＣＴ（情報通信技術）の進展によりＡＩ搭載製品、ＩｏＴ製品が販売されています。
このような状況でいちいち消費者が考えたり判断しなくても、製品本体が事故を制御するようになり、製品事故がなくなる時代が来るかもしれません。事故がなくなるのはいいことです。しかし、「絶対に大丈夫」はないのです。
使用するのは消費者です。自分が使用する製品のリスクは何かを知らないで、いざという時に自分の身を守れるでしょうか。
どんなに製品が進化しても、消費者が主体的に製品使用することは重要です。そのためには、製品に関する安全教育と消費者教育が融合した消費者製品安全教育が必要なのです。
また、2015年の国連サミットで採択されたＳＤＧｓ（持続可能な開発目標）の目標12は「つくる責任　つかう責任」となっています。まさに今、消費者の製品を使う責任が問われています。

➢ ＳＤＧs　持続可能な開発目標（2030年までの国際目標）

目標１２：持続可能な消費と生産のパターンを確保する

つかう責任

- どのような製品を使用するか
- いかにその製品を使用するか
- その製品は持続可能な開発で作られたものか
- いかに製品事故のない持続可能な社会にしていくか

Ｑ６　学校教育で消費者製品安全教育はどう実践できるのか

消費者製品安全教育で育成したい資質･能力と教科

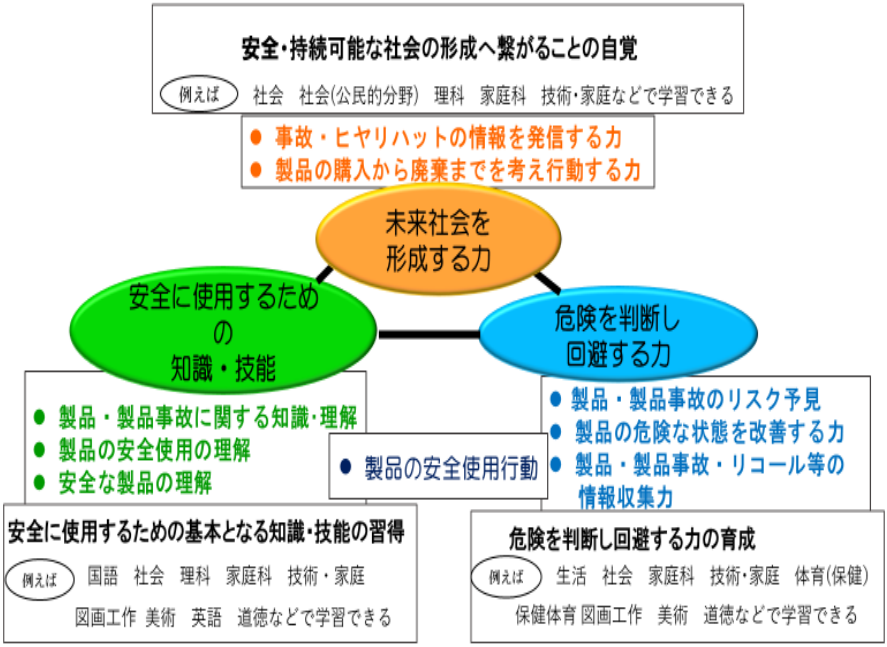

文部科学省は、学校教育において消費者教育に関係する内容を扱う教科として

　家庭科、技術･家庭(家庭分野)、社会科(公民的分野)、道徳

を挙げています。

しかし、消費者製品安全教育ではそれだけではなく、

燃焼、ガス、電流等の科学的知識を習得する　理科

制作等で道具(製品)を使用する　図画工作、美術、技術･家庭(技術分野)

取扱説明書の読解に関わる　国語

危険を判断し回避する力を育てる　保健体育

も関係教科と考えています。

学習指導要領の記述内容との関連

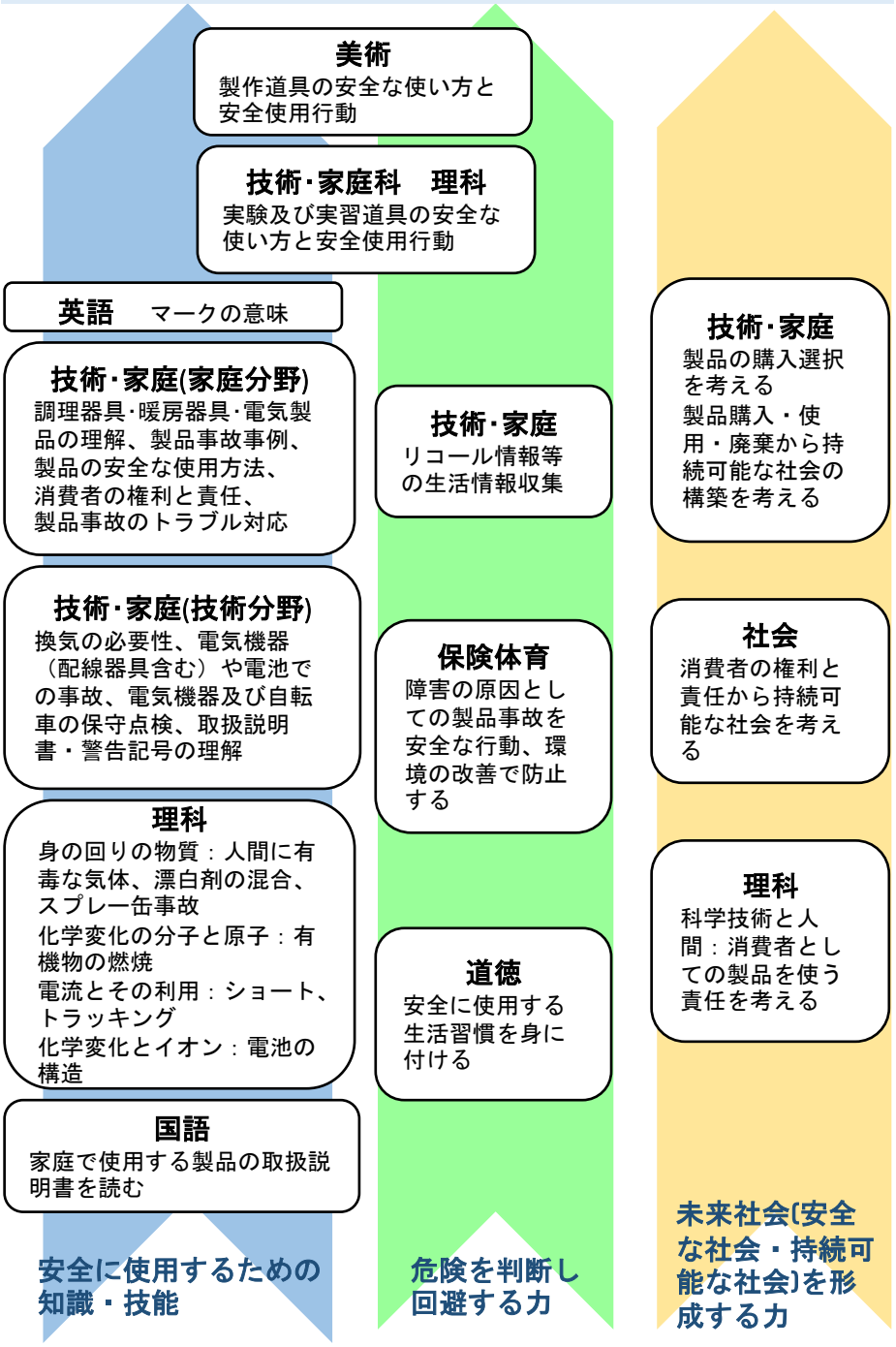

Q7　具体的には

中学1～3年
各々の授業に消費者･生活の視点をプラスし、教科連携

社会
・消費者保護の観点から、法律の制定や改正されていることを理解（(例：ガスこんろ）
・リコール情報を知る

技術・家庭（技術分野）
ガスこんろ・カセットこんろ・ＩＨ調理器・電子レンジ等の機器の仕組みを理解する

国語
機器の取扱説明書を読んだり作成し、何が危険かを伝える

家庭分野
家庭用調理器具であるガスこんろ・カセットこんろ・ＩＨ調理器・電子レンジの「使い方と使用上の注意」を学習

- ガスこんろ・カセットこんろ・IH調理器・電子レンジの製品事故事例を知り、危険な状況を判断できる
- 製品事故が起きたときの対応を知り、行動ができる
- 各々の長所・短所から購買意思決定プロセスを考える

理科
・燃焼、電磁波について理解する
・ガスの性質を理解する

保健体育
・調理器具使用時での油・熱湯による火傷や着衣着火の原因を知り、ケガの防止策と初期手当ができる
・調理器具使用の危険な状況が把握できる

理科室の使用
燃焼用ガスこんろやガスバーナーを安全に使用する

道徳
望ましい製品使用の習慣を身に付け、安全な生活をすることの意義を考える

日常生活で誰でも使用する調理機器での事故（けがや死亡、火災）は多く、その原因は製品起因もありますが、消費者の誤使用・不注意も多いのが現状です。
調理機器での製品事故を防ぐためには、単なる注意喚起では防げません。
燃焼という科学的現象やガス・電磁波の特徴等の知識や安全使用行動ができるという技能、さらに危険な状況を判断しその状況を改善できる力が必要です。
調理器具の学習は、技術・家庭（家庭分野）でやればいいのではなく、安全に使用するための知識・技能の習得、危険を判断し回避する力の育成は、他教科の学習でもでき、日常生活に関わることを学習に取り入れることにより、さらに学習も深まると考えます。

授業の提案

◆幼児の製品が関わる事故を題材に

■授業内容　　**中学校　技術･家庭（家庭分野）**

幼児の製品と関係した事故を知り、その責任はどこにあるのかをグループで検討し、発表する。さらに年齢に合った玩具を調べ発表し、消費者、事業者、行政の役割について考える。

		幼児のけがの責任は誰？
授業内容	第1次	①幼児の事故事例をあげ、原因を探る。 ②幼児の特徴を具体的に知る。 ③事故の責任は誰にあるのかを考える。 ④グループで検討し発表しあう ⑤幼児の事故から、家族や幼児を取り巻く人達の役割について理解する。 ⑥幼児の年齢に合った適切な玩具を調べてくる。
	第2次	①幼児の年齢に合った適切な玩具を発表する。 ②年齢に合っているかどうかは玩具の取扱説明書が重要であることを知る。 ③玩具に関わるJIS法、STマークについて知る。 ④幼児の製品が関わる事故の防止に向けて家族の役割を考える。 さらに製造・輸入事業者や行政の役割消費者の権利と責任についても考える。

【事故の一例】
- a　おもちゃのボタン電池を飲んで胃に穴
- b　電気炊飯器の蒸気でやけど
- c　コンセントで感電
- d　ベビーカー・扉で指はさみ
- e　パーカーの紐が滑り台の枠に引っかかった

技術･家庭（技術分野）では
- ボタン電池・コンセント等の製品構造から、ケガの発生を理解
- 製造業者として事故防止をどうすればよいか考える(事業者の責任)
- 取扱説明書の必要性

社会（公民分野）では
幼児の製品事故と関連して
- 消費者保護と消費者の権利と責任

英語では、
表示されている安全に関するマークの意味を知る

理科では
- 日常生活における電流・電池に関わる製品事故を取上げ、科学的に理解

◆事故による障害を題材に

■授業内容　　**中学校　保健体育**

事故（交通事故・製品事故など）による障害を知り、安全な行動、環境改善により事故防止できることを理解し、行動できる

	事故による障害を防ごう
授業の流れ（1時間）	①自分の日常生活でどのような事故があるかを振り返る。 ②どのような状況のときに各々の事故が起きるのか、考える。 ③グループで検討し発表しあう ④それぞれの事故防止に何が必要かを考える。

【事故の一例】
- a　歩行者の交通事故
- b　自転車走行中の事故
- c　製品から発火
- d　スプレー缶が爆発

技術･家庭（技術分野）では
- 自転車の点検の必要性
- 電気製品の発火メカニズム
- リコール製品

理科では
- スプレー缶・カセットボンベの爆発の科学的知識

技術･家庭（家庭分野）では
- 家庭内事故の原因と防止策

◆身近なスマートフォンを題材として

単なる**情報モラル学習**に終わらせることなく、**契約、スマホ依存、スマートフォンの裏側（児童労働や紛争鉱物の問題）、そして製品事故**などを**総合的**に扱うことが、深い学びとなります。この扱う内容すべてが**消費者教育**なのです。

赤字が
消費者製品安全教育

写真：公益社団法人アムネスティ・インターナショナル日本、朝日新聞デジタルより

授業で活用できる製品安全に関わる情報源

① 消費者庁ホームページ 「生命･身体に関わる危険」
https://www.caa.go.jp/notice/caution/life/

② 国民生活センターホームページ 「商品テスト等」
http://www.kokusen.go.jp/topics/test.html

③ (独)製品評価技術基盤機構ホームページ
「製品安全」
注意喚起動画（再現実験映像等）･ポスター
https://www.nite.go.jp/jiko/chuikanki/poster/index.html

④ 一般財団法人 家電製品協会
家電製品を安全にお使いいただくために
https://www.aeha.or.jp/safety/use/

⑤ 一般社団法人 日本ガス石油機器工業会
ガス機器・石油機器の安全な使い方
http://www.jgka.or.jp/gasusekiyu_riyou/anzen/index.html

消費者製品安全教育のこれから

消費者製品安全教育は消費者のための安全教育、つまり広義の消費者教育です。
本ガイドでは、消費者製品安全教育が中学校の各教科等でどのように行なえるかということを示しています。
先生方の普段の授業に「ある視点」を加えれば、消費者製品安全教育になることに気付いていただけたでしょうか。
消費者製品安全教育では、製品を安全に使用するための知識・技能、危険を判断し回避する力、さらに安全かつ持続可能な未来社会を形成する力の育成をめざしています。
この消費者製品安全教育で獲得した資質・能力は、消費者としてだけではなく、将来、製品を造る、販売する立場になった時にも生かされてくるはずです。

世界は今、ＳＤＧｓ(持続可能な開発目標)のもと持続可能な社会の実現を目指しています。その中の目標12：「つくる責任、使う責任」につながる消費者製品安全教育は、今後ますます重要になります。

2019年11月
大阪教育大学　家政教育講座
石川　智子　大本　久美子

本ガイドは
http://kasei.cc.osaka-kyoiku.ac.jp/ohmoto/teaching_material/
からもダウンロードできます。